

モバイル牛温恵サービス
利用規約

株式会社リモート

モバイル牛温恵サービス 利用規約

第1条 総則

本規約は、株式会社リモート（以下リモートという）が、提供するモバイル牛温恵サービス（以下本サービスという）について定めるものである。

第2条 定義

本規約で使用する用語の意味は、当該各号に定めるとおりとする。

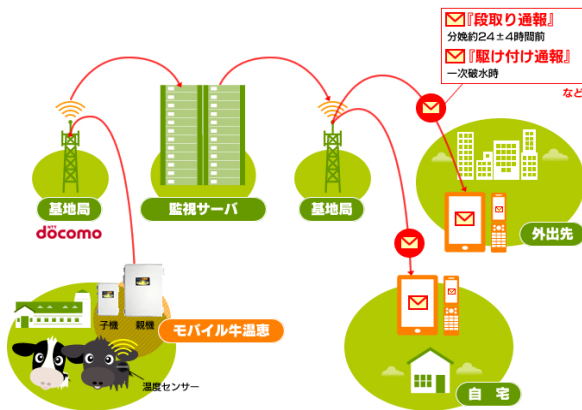
- (1) 「体温センサー」とは、牛の体温を5分ごとに計測し、体温データを子機へ送信する機械のことをいう
- (2) 「子機」とは、体温センサーの情報（牛の体温データ）を無線LANで親機に送信する機械のことをいう
- (3) 「親機」とは、体温センサーの情報（牛の体温データ）を牛温恵専用のモバイル通信回線を利用した機器間通信を通じて、監視サーバーへ送信する機械のことをいう
- (4) 「6本爪ストッパー」とは、主に分娩監視利用の際に、体温センサーが牛の膣内から出ないようにする器具のことをいう
- (5) 「3本爪ストッパー」とは、主に発情監視利用の際に、体温センサーが牛の膣内から出ないようにする器具のことをいう
- (6) 「挿入棒」とは、体温センサーをスムーズに牛の膣内へ挿入するために、補助として使用する器具のことをいう
- (7) 「分娩監視」とは、妊娠末期牛の膣内に体温センサーを挿入し、体温変化によって、分娩時期を検知することをいう
- (8) 「発情監視」とは、牛の膣内に体温センサーを挿入し、体温変化によって、発情時期を検知することをいう
- (9) 「モバイル牛温恵サービス」とは、体温センサーと監視サーバーの機器間通信を利用した牛の分娩監視及び発情監視等を行うサービスをいう。なお、システム構成については、**【システム概要】**のとおりとする。
- (10) 「専用サイト」とは、インターネット上で、牛の情報を登録したり、体温センサーを挿入している牛の体温変化グラフ等を確認できるユーザー専用画面のことをいう。なお、専用サイトの画面イメージは**【専用サイト・グラフ】**のとおりとする。
- (11) 「ユーザーID/パスワード」とは、専用サイトにログインする際に必要なID/パスワードのことをいう

【システム概要】

- ① 主な機器構成



②システム概要図



【専用サイト・グラフ】



第3条 利用申込み

1. 本サービスのご利用を希望される個人及び法人もしくは団体は、本規約の全ての内容に同意の上、リモートが別に定める方法で申し込みの手続きをし、且つリモートから承認されることで、申込みが完了する。
2. 申込みがあっても、リモートが業務上支障になると判断した場合は、受理しない場合があるものとする。

第4条 提供する機能

本サービスで提供する主な下記機能のうち、ユーザーとの間で合意したサービスの提供を行う。尚、通報に関しては、予め登録された最大3ヶ所のアドレスへメール送信する。

- (1) 段取り通報：分娩のおよそ 24 時間前に現れる分娩兆候特有の体温変化を検知し、メールで通報する機能
- (2) 駆け付け通報：体温センサーが、牛の膈内から、1 次破水などで膈外に脱出し、37 度以下の温度を検知した場合メールで通報する機能
- (3) SOS 通報：段取り通報後から駆け付け通報までの間に、体温上昇（黒毛和牛：39.3℃以上、乳牛：39.5℃以上）を検知した場合にメールで通報する機能
- (4) 上限温度通報：疾病などが原因で 40.5℃以上の体温上昇を検知した場合にメールで通報する機能
- (5) 発情通報：発情初期に現れる発情兆候特有の体温変化を検知し、メールで通報する機能
- (6) 家畜管理台帳：牛 1 頭ごとに、耳標番号や品種、産歴、最終分娩日等の情報を登録し、管理することができる繁殖管理機能

第5条 牛温恵の設置

1. リモートは、ユーザーと合意したレンタルサービスを行うにあたり、必要機材を有償貸与する。牛温恵システムを稼働させる為の取付工事・電源工事および関連する諸工事は、すべてユーザーの責任で行うものとする。
2. 牛温恵の取付工事を行うにあたり、リモートは電話サポートを行う。

第6条 レンタル料金と支払方法

1. ユーザーは、リモートに対し、本規約に基づいた提供サービスの対価として、リモートが定めるレンタル料金（レンタル機器料金・基本料金・監視料金）と法定の消費税及び地方消費税を支払うものとする。

2. 料金の支払方法

口座振替

- (1) ユーザーの取引金融機関の口座から、弊社指定金融機関の口座への口座振替（通称 自動引落）によるものとする。当月分は当月 27 日の引落としとするが金融機関休日の場合は、翌業務日とする。
- (2) ユーザーは事前にリモート指定の預金口座振替依頼書を提出するものとする。
- (3) リモートは、口座振替業務を NS（三菱 UFJ ニコス）に委託するものとする。
- (4) 振替手数料はリモートの負担とする。
- (5) 振替口座に下記の様な変更が生じた場合は、ユーザーはその旨を速やかにリモートに申し出、預金口座振替依頼書を再提出するものとする。
 - (ア) 振替口座を別の口座に変更する場合
 - (イ) 口座の代表者名、印章、住所等の重要な事項に変更があった場合
- (6) ユーザーより、料金その他の債務について支払期日迄に支払いがない場合、当該ユーザーは支払期日の翌日から支払い前日までの日数について年利 14.5%の割合で計算して得た額を延滞損害金として、リモートは請求できるものとする。

(7)リモートは、領収書の発行を省略できるものとする。

第7条 アフターサービス

1. 本機器の修理は、リモートの指定修理業者でのみ行うことが可能である為、事象が発生した場合はリモートの指示に従うものとする。
2. 故障した機器をリモートへ発送する必要がある場合は、ユーザーの送料負担にて第22条に定める連絡窓口へ宅配便等にて発送するものとする。尚、体温センサーは電波を発信しているので、陸送指定で発送するものとする。

第8条 牛温恵の所有権

購入後の本機器の所有権はユーザーにあるものとする。

第9条 専用サイトのパスワード管理

1. ユーザーは、リモートが提供するインターネット上の専用サイトを利用する際に必要な ID とパスワードの管理責任を負う。
2. リモートは、ユーザーの ID とパスワードの使用上の過誤や第三者の使用による損害責任は負わない。
3. ID とパスワードを盗まれた場合であってもユーザーからの届出がなければ、当該ユーザーに係わる専用サイト上での情報提供をリモートは継続する。

第10条 秘密保持

リモートは、本サービスの提供に関して知り得たユーザーの秘密情報を第三者に開示、漏洩しないものとする。但し、本サービスを提供するために必要な場合など正当な理由がある場合、法令に基づく場合はこの限りではないものとする。

第11条 個人情報の取り扱い

1. リモートは、本サービスを提供するにあたり取得した個人情報について、別に定める「個人情報保護方針」に従いユーザーの個人情報（以下個人情報という）を取り扱うものとする。
2. リモートは、ユーザーが本サービスを利用することにより、収集、蓄積した情報（牛の温度、分娩時期、発情時期などの情報を含み、ユーザーを特定できる個人情報を含まない。以下利用情報という）を、統計的に集計・分析し、個人を識別、特定できない形態に加工した統計データを作成したうえで、商品開発、サービス向上の判断材料として利用するものとする。

第12条 適用除外

1. 次の各号に定める事情について、リモートはユーザー及びユーザーの顧客その他いかなる

第三者に対しても、損害賠償等一切の責を負わないものとする。

- ① 天災地変、その他不可抗力により発生した損害
- ② 本機器、情報通信網等、又は、本機器等に対してリモート及びリモートの指定修理業者以外の者による修理・保守又は、改造等が原因で発生した損害
- ③ 本機器及び情報通信網の使用や故障により発生した生産物、貯蔵物、動物への損害
- ④ 停電によって発生した損害

2. 本機器に対する修理・保守等、第4条に定めるサービス以外の役務は、本規約の対象外とする。

第13条 第三者への委託

リモートは、第4条に規定するサービスの全部、又は一部を第三者に業務委託する事が出来ることとする。

第14条 牛温恵の取り扱い

ユーザーは、レンタル機器の修理または改造を行ってはならない。

第15条 利用料金の変更

本サービスの契約期間中であっても次に該当する場合は、協議の上、料金を変更できるものとする。

- ① 経済情勢に著しい変化があったとき
- ② 予期できない経済状況変化があったとき
- ③ リモートが特に必要と認めたとき

第16条 レンタル契約期間と機器管理責任

1. レンタル契約期間を5年間とし、期間満了の3か月前までにリモートは、ユーザーに対して更新の有無を確認しなければならない。
2. ユーザーは、レンタル期間中の管理責任を負うものとし、機器起因以外の外部要因による機器の故障・破損に対する復元費用は、ユーザーの負担とする。

第17条 ユーザー資格の喪失

1. レンタル期間中においても、以下の場合にはユーザー資格を失うか、または解約することができる。
 - ① ユーザーが本規約の条項に違反し、書面をもって催告30日間を経過した時点においても改善されない場合
 - ② ユーザー又は、リモートが破産、会社更生、会社整理、民事再生等の申し立てを行った場合。あるいは、ユーザー又はリモートが倒産状態にあると他方当事者が判断した場合

- ③ ユーザーの口座から2カ月連続して口座振替（自動引落）ができない場合、リモートはサービスの提供を中断する。更に1カ月連続して口座振替（自動引落）ができない場合は、解約の意思表示とみなし、清算手続きを行えることとする。
- ④ リモートは、上記の未収債権を第三者に譲渡できるものとする。

第18条 解約金

ユーザーが解約を申し出た場合、リモートは、レンタル契約残月数×レンタル機器料金を一括請求する。

第19条 レンタル機器の返却

契約満了または途中解約が成立した場合の機器の返却費用はユーザーの負担とする。

第20条 協議事項

本規約に定めのない事項、及び規約上疑義が生じた事項については、ユーザーとリモートで協議の上解決するものとする。

第21条 専属合意管轄

本規約に関する訴訟は、大分地方裁判所をもって、専属合意管轄裁判所とする。

第22条 連絡窓口

ユーザーは、下記のリモート窓口にて本規約に基づく問い合わせ、連絡等を行うものとする。

株式会社 リモート

〒874-0011 大分県別府市大字内竈 1714 番地

TEL:0977-85-8700 Fax:0977-85-8701

E-mail:info@remote.co.jp

HP:http://www.remote.co.jp